

阿賀野市規則第18号

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年阿賀野市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第11条の2 条例第15条の2において準用する給与条例第16条の8第1項及び第16条の8第2項に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差し止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第15条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第15条の2 条例第24条の2において準用する給与条例第16条の8第1項及び第16条の8第2項に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差し止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第24条の2第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員で、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則に定める者については、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第24条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第16条の8第3項の規則で定める額は、次にあげる額の合計額とする。

- (1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額
- (2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額
- (4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。